

年 月 日

保 護 者 様

海 老 名 市 立 門 沢 橋 小 学 校 長

学校保健安全法に基づいて、お子さまの出席停止を次のとおり指示いたします。

なお、登校する際には、下記の登校許可確認書に医師に指示された日付を記入し、担任まで提出してください。

保護者は、医師の指示を十分ご確認ください下記の登校許可確認書にご記入ください。

なお、登校の可否についての問い合わせは、必ず診察時におこなってください。電話等での問い合わせはできませんので、ご承知おきください。

記

(理由)

- 1 インフルエンザ
- 2 新型コロナウイルス感染症
- 3 百 日 咳
- 4 麻 し ん
- 5 流行性耳下腺炎
- 6 風 し ん
- 7 水 痘
- 8 咽 頭 結 膜 熱
- 9 髄膜炎菌性髄膜炎
- 10 腸管出血性大腸菌感染症
- 11 流行性角結膜炎
- 12 急性出血性結膜炎
- 13 そ の 他

(期間)

- 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
- 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
※無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで。
- 特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。または、医師の指示する日まで。
- 解熱した後、3日を経過するまで。または、医師の指示する日まで。
- 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。または、医師の指示する日まで。
- 発疹が消失するまで。または、医師の指示する日まで。
- すべての発疹が痂皮化するまで。または、医師の指示する日まで。
- 主要症状が消退後2日を経過するまで。または医師の指示する日まで。

9～13の出席停止期間は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

----- 切 り 取 り 線 -----

登 校 許 可 確 認 書

病 名 ()

⇒インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合医師に確認して発症日を記入(月 日)

海老名市立門沢橋小学校 年 組 名 前

上記疾患で、 月 日から 月 日まで出席停止のところ、他への感染のおそれがなく
なり、 月 日から登校してよいことを医師より指示を受けましたので報告いたします。

受診病院名

年 月 日

保護者名

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症出席停止期間確認表

① インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザ発症日を0日と数え、5日を経過し、かつ解熱した日（平熱に戻った日）の後2日を経過するまでの期間となります。平熱に戻った後発熱した日は発熱期間とします。

インフルエンザ	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日 (曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
例①	発症	解熱	休	休	休	休	登校可		
例②	発症	発熱	解熱	休	休	休	登校可		
例③	発症	発熱	発熱	解熱	休	休	登校可		
例④	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	休	休	登校可	

必ず休まないといけない期間です

② 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

新型コロナウイルス感染症の発症日を0日と数え、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間となります。

※症状の軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを示します。（令和5年4月28日文科科学省 学校保健安全法施行規則の一部改正より抜粋）

※無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでとします。

必ず休まないといけない期間です

新型コロナウイルス	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日 (曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
例①	発症	軽快	休	休	休	休	登校可		
例②	発症	発熱	軽快	休	休	休	登校可		
例③	発症	発熱	発熱	軽快	休	休	登校可		
例④	発症	発熱	発熱	発熱	軽快	休	登校可		
例⑤	発症	発熱	軽快	発熱	発熱	軽快	休	登校可	
例⑥	陽性判定	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可		